

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

結核予防法に基づく身分を示す証票の交付
昭和二十八年度児童福祉施設保母試験の実施

告示

鳥取県告示第三百七十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十二条の規定による当該職員の見解を昭和二十八年八月二十八日次のように交付した。

昭和二十八年八月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

証票番号 所 属 職 名 氏 名

第一号 衛生部公衆衛生課 鳥取県技術 中村 徳藏
吏員

第二号	鳥取保健所	事務吏員	岩田 勇
第三号	鳥取保健所	技術吏員	石亀 一実
第四号	智頭保健所	事務吏員	田中 清吉
第五号	智頭保健所	技術吏員	島田 哲郎
第六号	浜村保健所	事務吏員	西尾源太郎
第七号	倉吉保健所	技術吏員	石川 シガ
第八号	倉吉保健所	事務吏員	鈴木 光男
第九号	米子保健所	技術吏員	倉恒 清一
第十号	米子保健所	事務吏員	岡田 輝己
第十一号	根雨保健所	技術吏員	樋口 田鶴
第十二号	根雨保健所	事務吏員	岩崎 武夫
第十三号	根雨保健所	技術吏員	鈴木 慶吾
第十四号	根雨保健所	事務吏員	稲田 玉子

鳥取県告示第三百七十一号

昭和二十八年度児童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和二十八年八月二十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

8 保育実習
三日 程

一 受験資格
1 学校教育法による高等学校を卒業した者又は旧中等学校令による中等学校を卒業した者もしくは文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
2 児童福祉施設において三年以上児童の保護に従事した者

1 受験願書受付
自昭和二十八年八月二十八日
至 九月 十二日
2 試験期日
第一次試験(筆記)
昭和二十八年九月十九日、二十日(二日間)

3 厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

3 試験場
鳥取市、倉吉町、米子市

二 試験科目

四 出願手続

- 1 社会福祉事業一般
- 2 児童福祉事業概論
- 3 児童心理学及び精神衛生
- 4 保健衛生学及び生理学
- 5 看護学及び実習
- 6 栄養学及び実習
- 7 保育理論

出願希望者は次の書類等を鳥取県民生部児童課に提出すること
イ 受験願書(様式一)
ロ 履歴書(様式二)
ハ 戸籍抄本
ニ 受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

ホ 写真(名刺版上半身、裏面に写した年月日及び氏名を自署すること)

ヘ 身体検査書(レントゲン胸部間接撮影の結果の記入を要する)

ト 受験料 金三百円(最寄の山陰合同銀行又は農業協同組合から鳥取県収入証紙を購入し、願書にちよう付し消印しないこと)

五 その他

1 厚生大臣の指定する学校又は施設において指定科目を専修した者又は第二項の試験科目のうち昭和二十六年及び昭和二十七年年度保母試験において一部合格した者で当該科目の受験の免除を希望するものは第四項の書類に様式三による免除願を併せて提出すること

2 現に六箇月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者は、様式四による免除願に施設長の勤務証明書を附し提出すること

3 試験科目のうち1号から7号までの科目に合格し

た者が指定児童福祉施設において三箇月以上実地習練した場合は8号の「保育実習」に合格したものとみなされる

様式一

受験願書

私はこの度鳥取県において施行される保母試験を受けたいので所定の書類及び手数料を添えて申請いたします。

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

氏

名印

鳥取県知事職務代理者 氏名 殿

様式二

履歴書

本籍地

現住所

